

## 1月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和8年1月21日（水） 午後1時30分～午後1時43分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳  
委員 西川 倫予 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健  
事務局 教育次長 (鈴木啓二) 教育総務課長 (藤井公和)  
学校教育課長 (黒柳孝江) スポーツ・生涯学習課長 (佐原 敬)  
図書館長 (原田満由美) 文化観光課長 (竹中幹晴)  
教育総務課長代理(仲本真武)
- 4 報 告 第1号 湖西市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 4 議 案 第1号 湖西市立小・中学校通学区域審議会への諮問について  
第2号 特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則の制定について

午後1時30分開会

(松山教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和8年1月湖西市教育委員会定例会を開会する。

---

(松山教育長) 本日の案件は、報告が1件、議案2件である。それでは審議に入る。報告第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、湖西市立小・中学校通学区域審議会条例(昭和55年湖西市条例第23号)第3条第2項の規定により、下記の者を湖西市立小・中学校通学区域審議会委員に委嘱するので報告する。令和8年1月21日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

この審議会は、小学校及び中学校の通学区域の設定又は改廃に関する事項を審議するためのものであり、北部地区の小中学校統合に伴う通学区域の変更等について審議をしていただくため、15名を委員として委嘱する予定である。なお、委員の任期は、委嘱された日から諮問に係る答申が終了するまでとする。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(松山教育長) 質疑がないようなので、次の審議に入る。

---

(松山教育長) 続いて、議案第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会への諮問について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会への諮問について」、湖西市立小・中学校通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、別紙のとおり諮問したいので承認を求める。令和8年1月21日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

北部地区の小中学校統合に伴い、湖西市立小・中学校通学区域審議会へ諮問したい事項が2点生じた。1点目は、湖西中学校と岡崎中学校の統合に伴う岡崎中学校の通学区域の変更についてであり、2点目は、東小学校と知波田小学校の統合に伴う(仮称)湖西小学校の通学区域の設定についてである。

1点目の岡崎中学校の通学区域の変更については、岡崎中学校の通学区域に現在の湖西中学校の通学区域を追加するものである。

2点目の(仮称)湖西小学校の通学区域の設定については、東小学校と知波田小学校の統合校として、現在の湖西中学校の位置に設置する(仮称)湖西小学校の通学区域を、現在の東小学校及び知波田小学校と同様の通学区域として設定するものである。以上の2点について諮問したため、承認を求める。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(杉山委員) 初歩的なことですが、諮問先というのはこの湖西市立小・中学校通学区域審議会ということですか。

(学校教育課長) そのとおりである。

(西川委員) その際には、実際にどういう通学路になるのかっていう具体的なものも諮問していくということですか。

(学校教育課長) この時点では通学路までは求めていない。

(松山教育長) 一般的な言い方をすると学区を定めることである。

(松山教育長) それでは、議案第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会への諮問について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第1号「湖西市立小・中学校通学区域審議会への諮問について」は原案のとおり承認された。

(松山教育長) 続いて、議案第2号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則の制定について」、事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 議案第2号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則の制定について」、特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則を別紙のとおり制定したいので承認を求める。令和8年1月21日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳

この規則は、特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会の設置のため、新たに制定するものである。

新居地域の国指定特別史跡新居関跡の指定地内にある関所建物は、江戸時代1858年に建て替えられたもので、主要街道で唯一現存する関所建物として、内部を公開している。

これまで、文化財であるということから耐震診断を実施していなかったが、令和6年度に作成した「特別史跡新居関跡保存活用計画」の検討の中で、災害に備え耐震性能を把握し、来場者の安全確保と災害による本質的価値のき損を未然に防ぐとともに、被災後のき損を最小限に抑えることを保存の方向性に定めた。そのため、計画に基づき、令和8年度から2年をかけ特別史跡新居関跡指定地にある関所建物の耐震診断調査を実施する予定である。

今回の規則は、耐震にかかる調査方法や耐震補強計画案などを建築や文化財などの専門的な見地から検討するための委員会設置規則であり、委員は、遺跡や建築史、文化財修理、建築構造を専門とする大学教授などに依頼する予定である。委員会では、耐震対策に関する事項を所掌し、委員は有識者5人以内から任命し、任期は耐震対策が完了するまでとする。施行日は、令和8年4月1日である。

(松山教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(杉山委員) 委員会のメンバーは、承認をもらってから選定していくということでしょうか。

(文化観光課長) そのとおりである。

(杉山委員) 委員会については、何か月に1回とかどういったペースで行う予定でしょうか。

(文化観光課長) 具体的には決めていないが、年2回ぐらいは考えているが、耐震診断の状況により開催を決定していく。

(西川委員) 来年度から耐震の診断を始めていき、耐震が心配なところがあるということになったら、実際に手を入れていくということになるのですか。

(文化観光課長) ご存知のように古い建物であることから、耐震診断の結果はおそらく問題ないとはならないため、耐震補強計画案を作成することになると思われる。しかしながら、湖西市の財政事情を考慮すると、耐震補強計画を立てたら、すぐ工事というわけにもいかないことが想定されることから、国に相談したところ耐震診断後から数年遅れて耐震補強工事でも構わないというお墨付きをもらっているところであることから、何年に工事できるかは未定である。

(西川委員) 詳しいことはこれから検討すると思いますが、例えば震度いくつぐらいまでに耐えられるようなものを想定していくのかなど、市としてはどのくらいの震度に耐えるものを考えているのですか。

(文化観光課長) 基準は特には考えていませんが、発災した際に来館者が速やかに逃げられるよう安全第一で考えている。

(西川委員) 今の現存を最優先で進めていくというよりも、来館者の方々の安全を確保するための耐震補強をしていくということですか。

(文化観光課長) そのとおりである。

(穴水委員) 委員会の仕事がだいぶ難易度の高い内容になると思いますが、報償金が委員長でも1回6500円ということで市の規定で金額が決まっていると思いますが、専門家になればなるほど、安くても2万円とかいう世の中で、委員になってくれる方がいるのか少し心配なのですが。

(文化観光課長) 今新居関跡の整備委員会の委員の方で、大学教授の方などがおりますことから、その方をお願いできないか考えている。

(松山教育長) それでは、議案第2号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則の制定について」採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(松山教育長) 挙手全員である。よって、議案第2号「特別史跡新居関跡耐震対策検討委員会設置規則の制定について」は原案のとおり承認された。

---

(松山教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。  
これにて、令和8年1月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時15分終了